

## 香川大学教育学部附属高松中学校 部活動に係る活動方針

### 1. 部活動の目的

- (1) 望ましい集団生活の中で趣味や特技を生かして個性を伸ばすとともに、自己実現を図る。
- (2) 目標達成に向けた自主的、自発的な活動を通して、責任感や連帯感を培うとともに教員と生徒、生徒相互の望ましい人間関係をつくる。
- (3) 技能を錬磨し、心身を鍛練すると共に教養を高める。

### 2. 運営上の基本方針

部活動は、生涯学習・スポーツの観点から、生徒の自主的・自発的な参加により、学校教育活動の一環として行われるものである。

### 3. 部活動の成立条件

部として設置できるものは、所属希望者が団体戦での出場可能な人数を満たし、それを担当する教員・施設等の条件を満たしたものを原則とする。

### 4. 運営規定

#### (1) 活動日と活動時間

- ① 平常日の活動時間は、放課後 17:00 までとする。
- ② 土曜日・祝祭日・長期休業中は、9:00～16:00 のうち 3 時間以内を活動時間とし、日曜日は活動を行わない。ただし、公式大会等参加の日を除くものとする。  
\*公式大会等参加とは、中学校体育連盟または各競技団体が主催する大会、および吹奏楽連盟等が主催するコンクール等に限る。
- ③ 平常日の 17 時以降の活動（遅練）と職員会議・研究集会等のための部活動中止日に行われる特別活動（特練）の在り方については以下のとおりとする。  
【3月～10月】遅練は公式大会前の任意の 10 日間（特練と合わせて）について、届け出により可能とする。遅練と特練の終了時刻はそれぞれ 18:00、17:00 とする。  
【11月～2月】遅練はできない。特練は公式大会より 2 週間前以内において、届け出により可能とする。特練の終了時刻は 17:00 とする。

#### (2) 休養日

- ① 学期中・長期休業中ともに週当たり 2 日以上 of 休養日を設けるものとする。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日の週末には少なくとも 1 日以上を休養日とする。（原則日曜日を休養日とする）週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中は、活動のないオフシーズン期間を設ける。
- ③ 長期休業中においては、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、活動日数に十分配慮する。

#### (3) 活動休止

下記の期間等においては、原則として活動を休止する。

- ① 定期試験の 1 週間前から試験終了までの期間。
- ② 長期休業中（夏季・冬季）の学校閉鎖期間および本校が定めるオフシーズン期間。
- ③ 学校行事、学校体制、気象条件等により、活動困難と判断した日。

### 5. 活動計画

部ごとに年間および月間の活動計画を作成し、翌月分を毎月末までに顧問から生徒・保護者に配布する。